

市内の飲食店で発生した食中毒に対する処分について

1 内容のあらまし

12月16日8時30分頃、市内社会福祉法人の職員から「当該法人が運営する飲食店において、12月13日に調理した食品を喫食した人のうち、複数人が下痢等の食中毒症状を訴えていることを探知したため、保健所に連絡した」との相談がありました。

当所で調査したところ、対象施設（下記4、以下同じ。）で12月13日に調理した食品を喫食した18グループ113人のうち、15グループの76人が同様の症状を呈していることが判明しました。

発症者に共通した食品は対象施設が提供した食品のみであり、発症者3グループ5人中5人からウエルシュ菌が検出されたこと、発症者の症状がウエルシュ菌による症状及び潜伏期間に合致していること及び患者を診察した医師から食中毒届が提出されたことから、対象施設が提供した食品を原因とする食中毒事件と断定しました。

(1) 発症日時 12月13日16時

(2) 喫食者 18グループ113人

(3) 発症者 15グループ 76人（入院者 1人 ※12月18日退院） ※調査中

	～9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男	5	1	12	4	3	4	0	0	29
女	3	1	10	5	12	12	3	1	47
計	8	2	22	9	15	16	3	1	76

最年少者：3歳（男性1人、女性2人）、最年長者：76歳（女性1人）

発症者住所：前橋市44人、渋川市14人、高崎市10人、吉岡町3人、藤岡市2人
榛東村1人、伊勢崎市1人、桐生市1人

(4) 主な症状 下痢

(5) 病因物質 ウエルシュ菌

(6) 原因食品 当該施設が12月13日に提供した食品（推定）

【主なメニュー】キーマカレー、煮卵、白菜のコールスロー

【主な提供方法】弁当として、取引先に配達

ランチメニューとして、対象施設で提供

弁当として、対象施設内で販売

2 対象施設への措置

食品衛生法第55条に基づく営業停止命令（同法第6条第3号違反によるもの）

3 期間

営業停止3日間（12月20日から22日まで）

